

第5章 全体構想

5-1 土地利用の方針

(1) 基本的な考え方

1) 集約型の生活圏の形成

本市は、町村合併を重ねて来たことから市街地が分散し、鉄道駅などを中心として生活圏が形成されています。また、高齢社会への対応などに配慮して徒歩圏を中心に日常生活が充足できることが望まれます。これらのことを踏まえ、鉄道駅などの地域の拠点を中心とする集約型の生活圏の形成をめざして土地利用の誘導を図ります。

2) 都市構造に適応した適正かつ合理的な土地利用の誘導

本市は市街地が分散して市街地の間に田園地域が介在するとともに、市民の過半数が田園地域に分散して居住しています。このことを踏まえ、人口や産業の集積度合いが高い市街地において各種の都市機能を充実するとともに、田園地域において農林業や自然環境との調和を保ちつつ、居住機能の活性化や地域産業の振興を促進することをめざして土地利用の規制や誘導を図ります。

(2) 各地域の土地利用方針

1) 市街地（市街化区域）

① 商業地

ア 中心商業・業務地

J R阿南駅周辺の商業・業務地は、商業・業務、文化、福祉、行政等の都市機能が集積する中心市街地を形成していることを踏まえ、市役所新庁舎の建替えを図るなど、今後も複合的な都市機能の充実と賑わいづくりを推進し、本市の中心商業・業務地としての土地利用を図ります。



【J R阿南駅周辺】

イ 地域商業地

J R羽ノ浦駅、阿波中島駅、見能林駅、阿波橋駅の周辺及び国道55号沿道は、駅前や幹線道路沿道に商業・サービスなどの日常利便施設が立地して地域の拠点を形成していることを踏まえ、今後も地域毎の身近な地域商業地としての土地利用を図ります。



【羽ノ浦町国道55号沿道】

②工業地

富岡港、橘港、中島港の臨海部は、工業団地や火力発電所の工業用地が建設され、本市の基幹産業用地、大規模な就業地を形成していることを踏まえ、今後も工業の利便の増進とともに周辺の居住環境や自然環境等との調和を保ち、工業地としての土地利用を図ります。



【臨海部の工業地：辰巳工業団地】

③住宅地

ア 専用住宅地

J R阿南駅東方などの比較的新しい住宅地は、道路、公園等の整備とともに農地等の宅地化を促進しつつ、戸建住宅を中心とする緑豊かな低層建築物主体の専用住宅地としての土地利用を図ります。

イ 一般住宅地

各鉄道駅周辺の旧来の住宅地は、狭あい道路の拡幅整備や老朽建築物の更新を誘導しつつ、安全で利便性の高い一般住宅地としての土地利用を図ります。

臨海部の住宅地は、豊かな自然環境との調和に配慮した住・職・遊の複合した一般住宅地としての土地利用を図ります。

幹線道路沿いの住宅地は、居住環境の保全に配慮しつつ小規模な店舗・事務所等の立地を許容する一般住宅地としての土地利用を図ります。

2) 田園地域（市街化調整区域）

①農地

平野部等に広がる農地は、農業水利施設や農道等の整備により農業生産性の向上や農業経営の安定を進め、農地の保全を図ります。



【平野部の農地：見能林地域】

②田園共生地

ア 田園沿道サービス地

田園地域の幹線道路の主要な沿道区域は、農業との調和を図った上で、まちづくり計画に基づいて沿道型商業・サービス施設等の立地を誘導し、田園沿道サービス地としての土地利用を検討します。

イ 田園工業地

田園地域の既存工業地周辺や四国横断自動車道インターチェンジ周辺は、農業との調和を図った上で、まちづくり計画に基づき、既存工業の利便の増進や工業・流通施設の立地を誘導し、田園工業地としての土地利用を検討します。

また、企業誘致を推進するため、四国横断自動車道インターチェンジの周辺地域を候補地として内陸工業団地の計画を検討します。

ウ 田園集落地

田園地域の集落地や既存住宅地は、居住環境の充実を図るとともに、周辺において農業との調和を図った上で、まちづくり計画に基づいて住宅等の立地を許容し、地域コミュニティの活力を保持し、田園集落地としての土地利用を検討します。

エ 田園居住地

市街地に隣接する利便性の高い田園地域は、集落地等において居住環境の充実を図るとともに、周辺において農業との調和を図った上で、まちづくり計画に基づいて住宅等の立地を許容し、市街地に蓄積された都市機能を活用できる快適な田園居住地としての土地利用を検討します。

オ 陸上自衛隊駐屯地

陸上自衛隊の駐屯地を小延地区に、その宿舎を黒地地区において整備を促進します。

③ 森林

南西部（長生町西方から三倉）や臨海部等の森林は、水源涵養機能や土砂流出防止等の防災機能の維持を図るとともに、開発行為等を抑制して自然環境の保全、森林の育成を図り、森林の保全を図ります。また、レクリエーションの場としての活用を図ります。



【長生町西方からの南西部の山並み】

④ 河川・海岸

那賀川、桑野川、打樋川、出島川等の河川や海岸部は、良好な景観構成要素及びレクリエーション、防災機能を有しており、保全、活用を図ります。



【那賀川鉄橋付近】

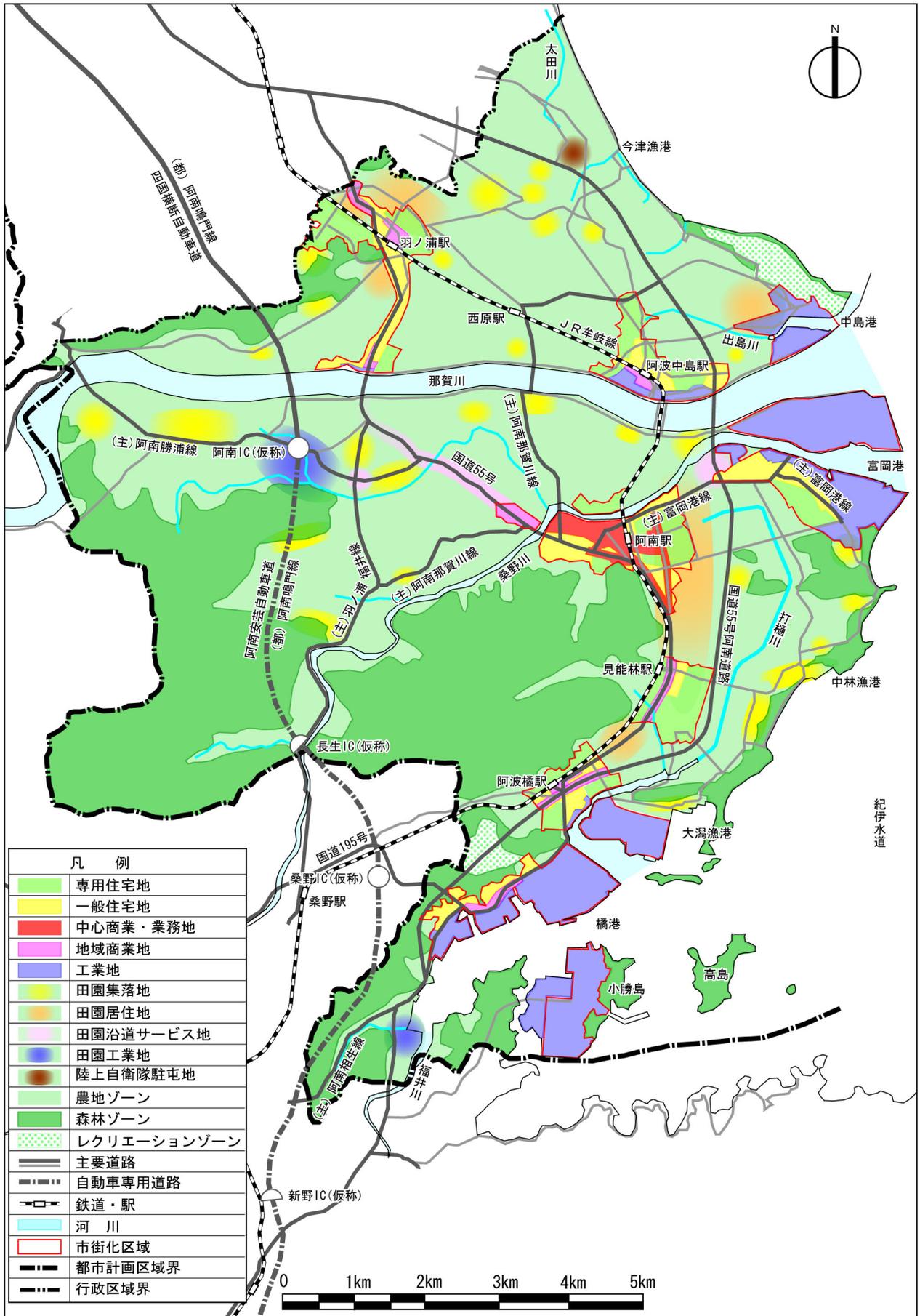


図 5 - 1 土地利用方針図

5-2 都市施設整備の方針

(1) 交通施設

1) 基本的な考え方

①交通ネットワーク・機能の充実

広域交流の利便性の向上や産業の振興を図るため、高速自動車道や地域高規格道路により、他都市との連携を促進する広域交通ネットワークの充実・強化をめざします。

また、都市の一体性を確保するため、幹線道路網等により市街地相互間や市街地中心部と周辺地域などの地域連携、及び地域内の円滑な交通を促進する交通ネットワークの充実とともに、災害時や火災時などに安全な生活を支える道路網の形成をめざします。

②市民にやさしい公共交通づくり

市民や本市を訪れた人が、安全・安心に、かつ快適に移動が可能な公共交通機関の維持・充実により、市民の利便性の向上と本市の活性化を図り、市民、交通事業者、行政が一体となって協働で持続可能な地域公共交通の確立をめざします。

2) 主要な施設の整備の方針

①道路

ア 四国横断自動車道・阿南安芸自動車道の整備促進（自動車専用道路）

定住交流都市として中四国や阪神都市圏とのつながりを強化し、産業基盤の充実、交流の活性化をめざし、四国横断自動車道と地域高規格道路・阿南安芸自動車道の整備を促進します。

イ 国道55号阿南道路の整備促進（主要幹線道路）

都市の骨格を形成するとともに広域の都市間を連絡する主要幹線道路として、南北方向の国道55号、同阿南道路、東西方向の国道195号を位置づけます。

国道55号阿南道路の整備を促進し、その他の国道については、地域防災の観点から災害時の人員・物資輸送路として十分な幅員を確保できるように整備を促進します。



【国道55号阿南道路暫定供用区間】

ウ 幹線道路ネットワークの拡充（幹線道路）

市内の主要拠点と周辺地域を連絡するとともに主要幹線道路を補完する幹線道路として、主要地方道、一般県道及び都市計画道路等を位置づけます。

都市計画道路のうち、苅屋中島港線の未整備区間については市財政状況を踏まえて整備の推進を図ります。

都市計画道路領家日開野線は、市街地内部の交通混雑の改善や地域のアクセス性の向上を図るため整備を推進します。また、徳島県の地域防災計画の拠点港である橘港に隣接している大潟漁港は、周辺の現道が狭小で屈曲していることから代替道路の整備を検討します。

エ シンボルロードの整備推進（補助幹線道路）

J R阿南駅から東に走る都市計画道路駅前七見線は、橋上化した阿南駅の自由通路に連絡するシンボルロードとして位置づけ、豊かな自然環境や歴史的・文化的に趣のある道路景観を考慮した整備を検討します。また、都市計画道路佃町滝ノ下線は、J R阿南駅周辺整備のための重要路線であり、中心市街地の活性化のための支援事業を検討し、歩行者に配慮した整備を推進します。

オ 市民との協働による道路づくり（生活道路）

生活道路については、市民との協働により市道の新設や拡幅整備を進め、日常生活の利便性の向上に努めます。特に、四国横断自動車道の建設により、影響を受ける下大野町渡り上りや羽ノ浦町岩脇の周辺地域において、設計協議を通じた住民との協働により、横断道側道の新設や周辺市道の改良整備を推進します。

カ 安全・安心な道路ネットワークの機能充実

段差の解消など、ユニバーサルデザインの導入を推進し、誰もが安心して利用できる道路環境の創出を推進するとともに、街路灯や街路樹の整備に努めます。また、高齢者や障害者、外来者等にわかりやすい案内標識の整備を積極的に推進します。

橋梁は、事後的修繕から予防的修繕を基本にした長寿命化修繕計画書を策定し、コスト縮減を図りつつ計画的な維持管理を推進します。

②公共交通

ア バス交通の充実

本市においては、居住地が市街地以外に市域全体に分散して広がり、鉄道や路線バスの公共交通による移動の不便な地域が多く、日常生活における移動は自家用自動車によるものが中心になっています。このことから、公共交通の利用者が年々減少し、

公共交通体系の維持が困難になることが懸念されています。

このような背景を受け、本市は市民と交通事業者、行政が協働して公共交通を支えていく意識と体制を構築していくため、平成21年3月に「地域公共交通総合連携計画」を策定しました。

今後はこの計画に基づき、“持続可能な均衡ある公共交通サービスの提供”“公共交通の多面的な機能を生かした地域づくり”“公共交通空白地の解消”“公共交通を支える意識と仕組みづくり”を目標に、新規バス路線の実証運行とともに、乗りやすい低床バスの導入や利用者ニーズに対応した路線再編などに取り組みます。

イ 鉄道交通の充実

J R 阿南駅においては駅前広場などの交通結節機能の整備を完了し、今後はその他の駅において駐車場や駐輪場の設置を検討するなど、J R 等との関係機関の協力のもと利便性の向上を推進します。



【J R 阿南駅】

ウ 港湾の整備

重要港湾橘港及び地方港湾富岡港と中島港における物流機能・港湾機能の充実強化を促進し、各港湾の利用促進を図ります。

橘港公共用地でのウォーターフロントの整備、ごみ処理など、環境に配慮した港湾空間の整備を促進します。



【津峯山より橘湾を望む】

(2) 公園・緑地

1) 基本的な考え方

①災害に備えた防災公園づくり

東南海・南海地震に対する防災対策が緊急の課題となっており、防災公園の整備を図り、災害に強い安全・安心なまちづくりをめざします。

②市民の多様なニーズに対応する公園の適正な配置

自然環境が豊かな本市においては、他都市に比べて都市公園の整備量が不足しています。公園・緑地は単にやすらぎの場だけではなく、安全性、防災性、快適性を確保するうえで重要であることから、多様な市民ニーズに対応した様々な規模や施設を有する公園・緑地の適正な配置をめざします。

③安心して安全に利用できる公園の充実

公園を誰もが利用できるよう、既存施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインの考え方に基づいて公園の充実をめざします。

④市民参画と都市内緑化の促進

市民参画による公園づくりや公園の管理運営などを促進するとともに、河川沿い緑地の保全、公共施設や市民参加による都市内の緑化をめざします。

2) 主要な施設の整備の方針

①防災公園の整備

東南海・南海地震に対する防災対策の一つとして、阿南市地域防災計画により一次避難所予定地として位置づけられている3地区（津乃峰、橘、ゆたか野）において、防災公園の整備を図ります。

②生活に身近な公園の整備

公園の設置箇所が那賀川以北の市街地などに多いことを踏まえ、公園の整備水準が低い地域において身近な公園（街区公園）の整備に努めます。

また、農漁村集落地においては、農村公園やその他の公共施設緑地を身近な公園・広場として整備に努め、活用を図ります。



【牛岐城趾公園】

③市民の多様なニーズに対応する公園の充実

南部健康運動公園は、県南部のシンボリックな空間をめざしたスポーツ・レクリエーションの拠点として桑野町（都市計画区域外）において整備を促進するとともに、道路網の充実により都市計画区域との連携の強化に努めます。

④ユニバーサルデザイン化の推進

公園の整備や改修においてはユニバーサルデザイン化を推進し、市民が安心して利用できる安全な施設の整備を図ります。

⑤河川緑地等の保全、整備

骨格的な緑の帯を形成している那賀川、桑野川、打樋川などの河川緑地や北の脇海岸から淡島海岸に連なる松林は、都市緑地としての位置づけを検討し、大湊町^{あこめ}栢地区においては、市民に憩いの場を提供するとともに、市民参画のもとに緑地の高度利用を図る事業を推進します。



【北の脇海岸】

また、桑野川においては、「かわまちづくり」計画（～にぎわいのある河畔空間の創出～）を促進し、地域の産業 [LED] を取り入れた「光のまちづくり」と連携して、桑野川水辺ネットワーク整備事業により、拠点となる「浜の浦桑野川水辺プラザ」、市民の憩いの空間となる「桑野川フラワーロード」、桑野川防災ステーションと一体となった公園等の整備を引き続き促進します。

⑥街路整備や緑化の促進

都市計画道路等の美化・緑化、公共施設での緑化を推進するとともに、市街地内の社寺境内地の緑の保全や市民による緑化を促進し、緑豊かな潤いのあるまちづくりを図ります。

また、緑化に関する情報提供を行い、市民レベルでの緑化意識の高揚をめざします。

⑦市民との協働による公園づくりや管理運営

公園の整備や改修にあたっては、ワークショップの開催等を通じて計画づくりからの市民の参画を促進し、市民意見の反映により、愛着が感じられる個性ある公園づくりをめざします。

また、市民団体等との協働により、身近な公園・緑地の管理運営に市民が参画できる体制づくりを推進します。

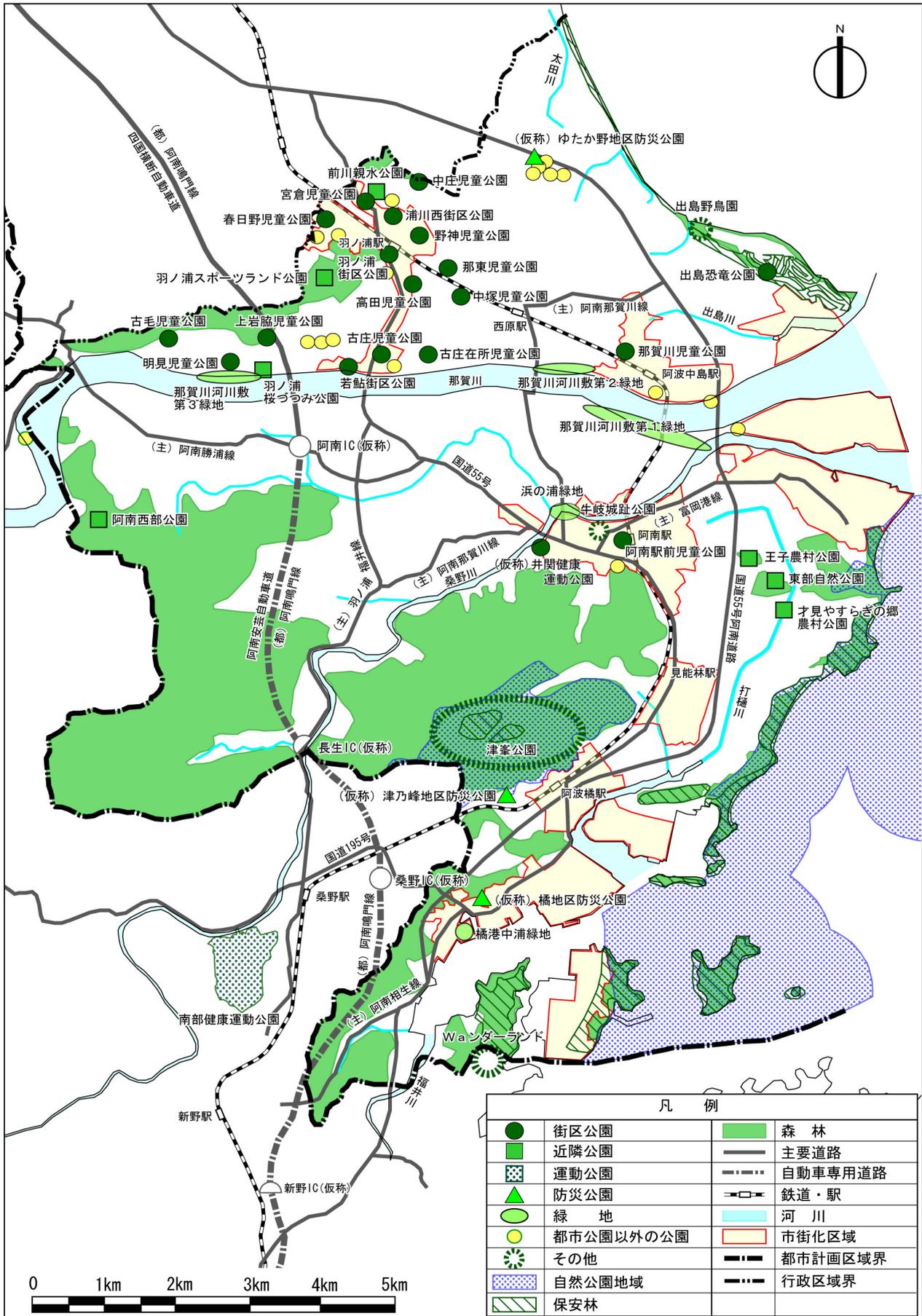


図5-3 公園・緑地整備方針図

(3) 河川・下水道

1) 基本的な考え方

①地域の実情を踏まえた污水处理施設の整備及び雨水対策

快適で環境にやさしい生活環境の形成をめざし、地域の実情に応じ、公共下水道等の下水処理施設の整備、設置を促進します。また、市街地の浸水対策を図ります。



【富岡浄化センター】

②安全・安心な川づくり

市民の生命と財産を水害から守るなどの治水安全度の向上と、自然と人が共生するための水辺空間の創出をめざし、河川整備を促進します。

2) 主要な施設の整備の方針

①下水道

ア 公共下水道の整備

公共下水道事業打樋川処理区（676ha）のうち、事業認可を受けているJR阿南駅西側の富岡地区（80.8ha）においては、汚水対策として終末処理場の建設及び下水道管の敷設を推進します。また、市財政状況及び社会情勢等を踏まえながら、事業認可地区の拡大を図ります。

平島処理区 276.7ha の内、事業認可を受けている 95.06ha については、平成 12 年度より事業休止しており、市財政状況及び社会情勢等を踏まえながら整備を図ります。

イ 合併処理浄化槽の設置推進

公共下水道整備計画区域以外の地域においては、個人による合併処理浄化槽の設置を推進し、生活系の負荷量の削減を図ります。

ウ 浸水対策等の充実

大雨・台風時における家屋の浸水被害の解消及び市街地や既存集落における排水路未整備地区の解消を図るため、排水路の整備を促進し、雨水ポンプ場等の現施設の適正な維持管理を図ります。また、津乃峰町の戎山都市下水路と長浜都市下水路の整備を引き続き推進します。

②河川

ア 河川改修の促進

国土交通省及び徳島県が策定した那賀川水系河川整備計画に基づき、那賀川、桑野川等について、本川のはん濫による浸水被害を防止するため、無堤地区の築堤、河道の掘削、堤防補強等、治水安全度の向上を図る河川整備を促進します。



【桑野川】

イ 市民と共に育む水辺空間の創出

魅力ある水辺空間の創出と人と河川の豊かなふれあいの確保のため、桑野川水辺の親水広場、遊歩道等の整備を促進します。

③「徳島東部都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の優先的におおむね 10 年以内実施することを予定する主要な事業（阿南市関係）

ア 道路

広域交流のための道路とそのアクセス道路の整備

（主）阿南勝浦線

イ 河川

直轄河川改修事業 那賀川

広域河川改修事業 桑野川、岡川

総合流域防災事業 大津田川、福井川、苅屋川

ウ 海岸

海岸侵食対策事業 今津

地震高潮危機管理対策緊急事業 今津

エ 公園・緑地

運動公園 南部健康運動公園 70.0ha

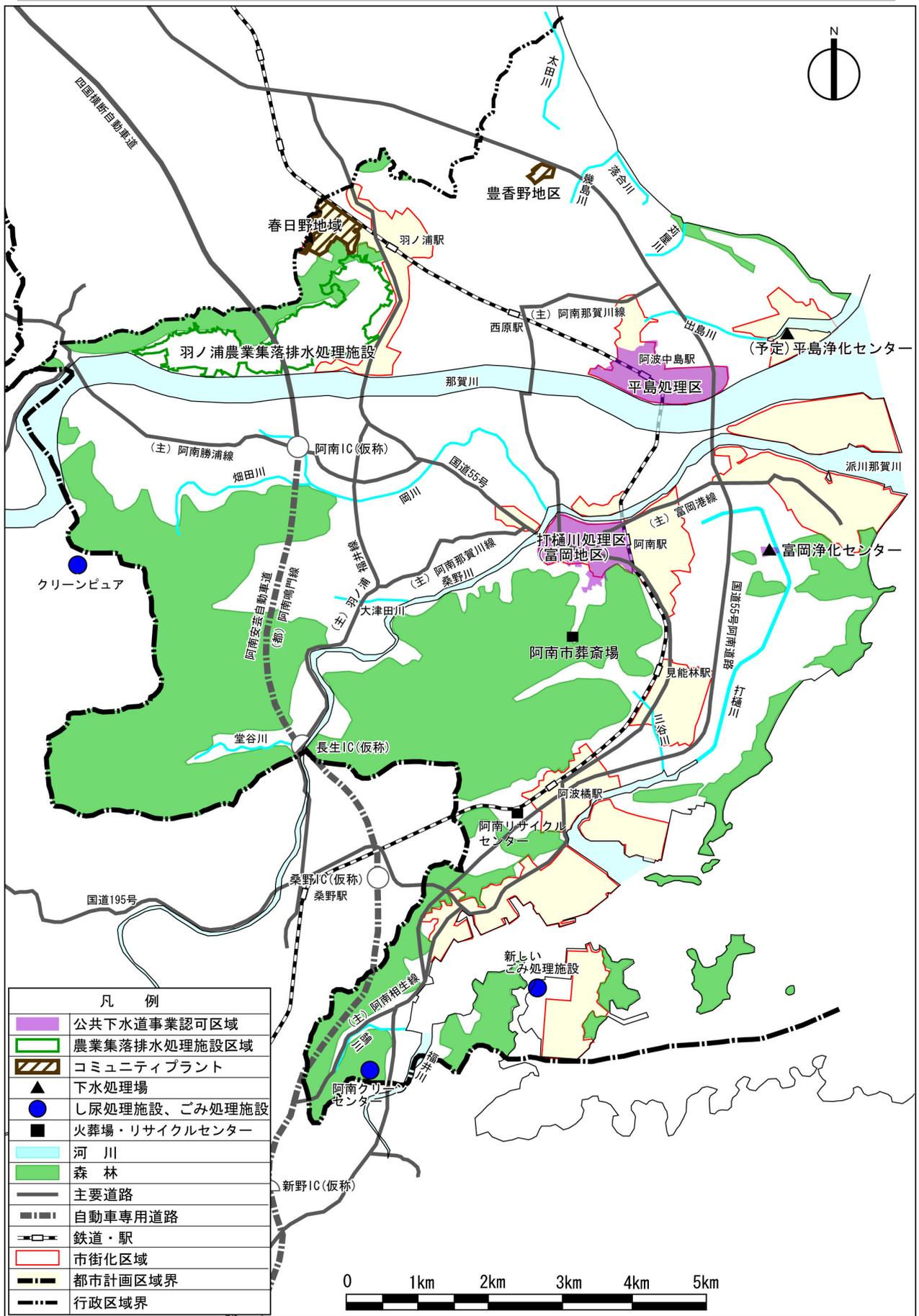


図5-4 下水道・河川整備方針図

(4) その他の都市施設

1) 市場

卸売市場については、民間活力を活用しつつ既存施設の利用を図ります。

2) 墓園・火葬場

阿南市葬斎場については、東南海・南海地震災害等の非常事態時の対応を含めた適正な維持管理を図ります。

3) し尿処理施設の適正な維持管理

クリーンピュアの施設の維持管理を適正に行い、生活環境及び公衆衛生の向上を図ります。



【クリーンピュア】

4) ごみ処理施設の整備

現在、クリーンセンター（ごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設）及びリサイクルセンターにおいて、一般廃棄物の中間処理を行っています。しかし、クリーンセンターについては施設の老朽化と使用期間の終了、またリサイクルセンターについてはリサイクル対象物の拡大に伴う機能集約による処理の効率化等を考慮し、新たに、熱回収施設及びリサイクルセンター、ストックヤード、管理啓発棟を統合した「新ごみ処理施設」を橘町小勝において整備を図ります。

5-3 都市防災の方針

(1) 基本的な考え方

1) 防災体制の強化

地域防災計画等に基づき、大規模な災害に対する防災体制や消防体制の強化を図ります。

2) 自然災害への対策

土砂災害や地震等の自然災害への対策を図ります。

3) 防災性の向上

建築物の耐震化・不燃化を促進し、地震・火災に強いまちづくりをめざします。

4) 防災ネットワークの充実

防災拠点の充実とともに、避難所の確保と避難施設の耐震化・不燃化の向上を図ります。また、避難路や救援輸送路を確保するとともに、身近な避難路や消防活動の支援路となる道路の確保を推進します。

(2) 主要な都市防災の方針

1) 防災体制の強化

大規模な災害に対し、既存の消防体制の拡充・強化及び関係機関との連携強化を図り、広域的な視点での防災体制の確立を図ります。また、より迅速で効率的な管理を行うため、既存の防災行政無線の再整備を図るとともに地域防災情報システムの構築を検討します。

2) 消防広域化の実現

「徳島県の消防広域化推進計画」が平成20年8月に策定され、今後、「(仮称)徳島県消防広域化推進協議会」の設置、「広域消防運営計画」の作成を行い、消防広域化の実現を図ります。

3) 自然災害の防止

各種治山・治水事業については、計画的かつ継続的な推進に努めます。

山林については、防災機能を高めるため植林などの緑化事業を推進し、山林の保護・育成に努めます。

津波、高潮に対する避難体制、河川管理施設、海岸保全施設等の津波・浸水予防施

設の整備、充実を図ります。

4) 不燃化・耐震化の促進

平成 20 年 3 月に策定した「阿南市耐震改修促進計画」に基づき、平成 27 年度末の耐震化率 90%以上をめざし、住宅、特定建築物、市有施設の耐震化を促進するとともに、耐震改修の促進を図るための支援策や環境整備などの推進、建築物の安全性の向上のための知識普及などに努め、安全で安心なまちづくりを進めます。

また、老朽化した木造建物が密集する地区においては、面的な整備と市民の活力を活かした建替え・耐震改修の促進などにより防災性の向上を図ります。

5) 防災拠点等の整備

老朽化している市役所庁舎の建替えを現在地において推進し、防災拠点（災害対策本部）として活用するとともに、消防施設、大規模病院などの災害時に拠点となる施設の耐震化・不燃化を促進します。また、桑野川防災ステーションは、水防資材備蓄、防災センター、公園を備えた水防活動を主体とした防災拠点に位置づけます。



【阿南市消防本部・消防署】

阿南市地域防災計画においてヘリポート等施設として定められている阿南市消防本部、阿南中学校、阿南第一中学校、阿南第二中学校、那賀川河川敷緑地運動広場、大野那賀川河川敷グラウンド、那賀川中学校、羽ノ浦グラウンド、阿南工業高校の 9 か所、及び桑野川防災ステーション、那賀川町小延に計画されている陸上自衛隊駐屯地を災害対策用ヘリコプターの降着場として位置づけます。

6) 避難所、救援輸送路・避難路の整備

一次避難所、二次避難施設となっている建築物の耐震性の強化や防災設備の充実を推進します。また、津乃峰、橘、ゆたか野の 3 地区において、阿南市地域防災計画に一次避難所予定地として位置づけられている防災公園の整備を図ります。

物資補給及び人員動員のための輸送路として、四国横断自動車道、阿南安芸自動車道、国道 55 号阿南道路等を県指定緊急輸送路に位置づけ、災害時の円滑なネットワーク化を図ります。

住民等が安全に広域避難所等へ避難するための避難路を、津波浸水予想地域を中心

に早急を選定し、沿道建築物の耐震化・不燃化を促進します。

また、防災基盤となる道路、公園・緑地については防災機能の整備に努めます。

7) ライフライン施設の耐震化の促進

上・下水道施設の耐震化を推進するとともに、電気や電気通信施設の耐震化を要請し、災害時におけるライフライン関係施設の確保を図ります。

8) 地域コミュニティによる防災まちづくりの推進

大規模自然災害発生に備え、地域防災の核となる消防団組織の活性化を支援するとともに、消防団と協働して自主防災組織や地域住民への防災知識の普及や啓発を推進し、市民の自主防災力の強化と活動への参加拡大を図り、地域防災力の向上による防災まちづくりを促進します。

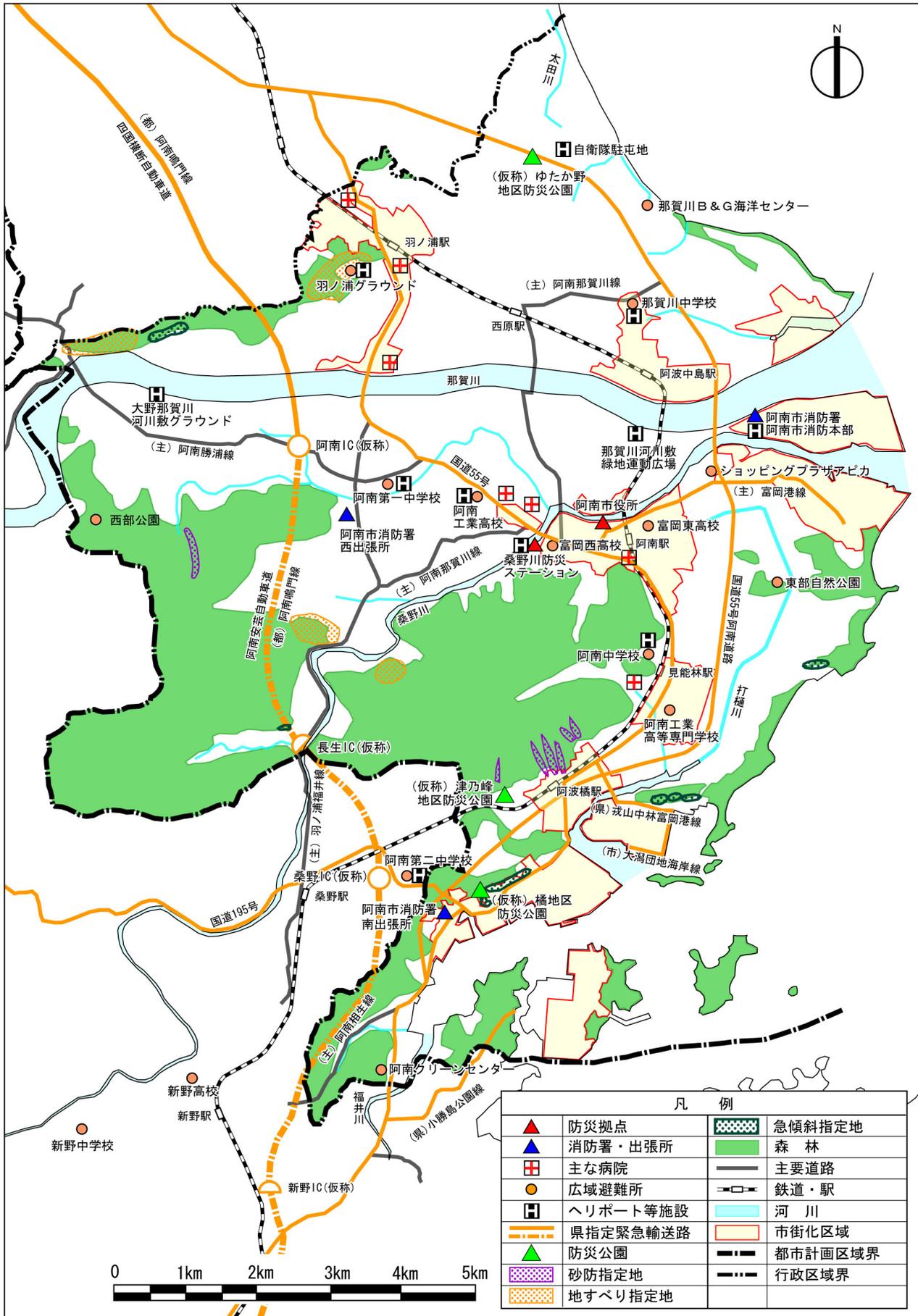


図5-5 都市防災方針図

(1) 基本的な考え方

1) 水と緑豊かな自然的景観の保全

本市においては、海岸部に連続する自然海岸、丘陵地、市内を流れる河川、市街地等の背景に広がる山並みにより、水と緑豊かな自然的景観が形成されています。これらの多彩な個性ある自然資源を生かし、安らぎと潤いを創出する自然的な景観の保全をめざします。

2) 自然と調和する魅力ある都市的景観の創出

市街地においては、地域の歴史や文化などを踏まえ、魅力や賑わいを感じる都市的な景観や美しい街なみの創出や保全をめざします。また、周辺の田園地域においては、背景の山並みの自然的景観や農地が醸し出す田園景観と調和する都市的な景観の創出をめざします。

3) 景観行政への取組

平成16年に景観法が制定され、景観を整備、保全するための基本理念や住民・事業者・行政の責務が明確にされました。

本市には未来に継承すべき多くの良好な景観があり、市民、行政がそれぞれの役割を分担しながら、協働して潤いのある美しいまちづくりをめざします。

(2) 主要な景観形成の方針

1) 市街地周辺の山並みなどの保全

市街地を取り囲む緑豊かな山並みや美しい田園は、本市の個性的な景観であることを踏まえ、これらの自然的な景観の保全を図ります。

2) 海岸沿いの自然的景観の保全

紀伊水道の海岸部に連なる松林や丘陵地、山並みの緑は、室戸阿南海岸国定公園に指定され、本市の重要な景観であるとともに市民の憩いやレクリエーション資源となっていることを踏まえ、これらの自然的な景観の保全を図ります。



【北の脇海岸付近の自然的景観】

3) 河川沿いの自然的景観の保全、創出

那賀川、桑野川、打樋川などの河川は、水と自然緑地による潤いのある景観資源であることを踏まえ、これらの自然的な景観の保全を図ります。

4) 拠点地区における賑わいと活気を感じる景観の創出

J R 阿南駅周辺や鉄道駅周辺の拠点地区においては、歩行者空間の整備や、街路灯、案内板等の設置に努め、歩きやすく賑わいと活気を感じる街なみ景観の創出に努めます。

また、工業地においては、今後とも緩衝的な緑地の保全、整備を図ります。

5) 田園地域における緑豊かな潤いを感じる景観の保全

田園地域においては、緑豊かな里山景観やのどかな田園景観に調和するように建築物や広告物の高さ、形態等を誘導し、緑豊かな潤いを感じる景観の保全を図ります。

6) 歴史的資源と調和した安らぎを感じる景観の保全

文化財や史跡、寺社等の歴史的資源は保全し、周辺地域においては歴史的資源と調和し安らぎを感じる景観の保全に努めます。

7) 公共施設における景観形成

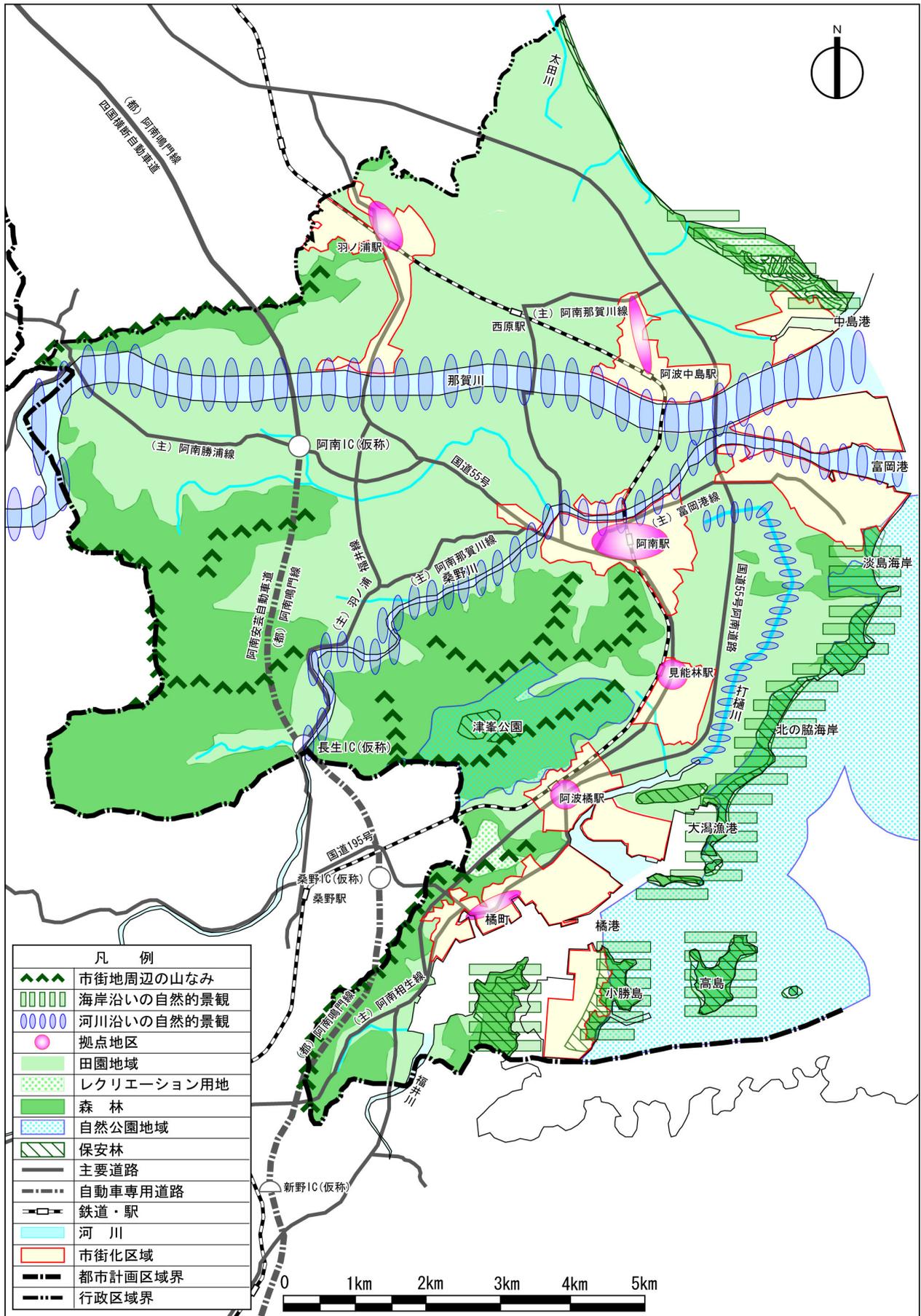
公園・緑地において施設の美化を図るとともに、主要な幹線道路においては緑化の促進や沿道景観の適切な誘導に努めます。

また、学校や公民館をはじめとする公共施設の整備に際しては、地域の歴史や文化、周辺の環境、景観に配慮し、親しみを感じるデザインの採用を推進します。

8) 市民との協働による景観形成

公共施設や道路、公園の整備に際しては、計画段階から市民の意見等を取り入れながら市民と行政の協働により景観の形成を推進します。

また、市民との協働による緑化運動、花いっぱい運動などを通じて、市民の参画による景観形成を促進します。



5-5 住環境・市街地整備の方針

(1) 基本的な考え方

1) 都市拠点・地域拠点の活性化

都市拠点や地域拠点において、「まちの顔」として人・もの・情報が集まるよう、集約型生活圏の拠点づくりをめざします。

2) 合理的な土地利用規制・誘導

区域区分に基づく土地利用規制を基本としつつ、田園地域において地域コミュニティの活力を活性化するため、農林業や自然環境との調和を図りながら、都市計画制度を適用して適正な土地利用の規制、誘導をめざします。

3) 工業地の機能充実

雇用の場の確保と若者の定住を促進するため、工業地の機能の充実を検討し、積極的な企業誘致をめざします。

(2) 主要な住環境・市街地整備の方針

1) 都市拠点・地域拠点の活性化

都市拠点や地域拠点においては、道路、駐車場及び駐輪場などの商店街の基盤施設、歩行者空間の整備、まちなか居住を促進し、複合的な都市機能の集積の強化を促進します。

2) 市街地内の土地利用誘導

市街地の用途地域においては、土地利用の現況及び動向に対して的確に対応できるよう、合理的で調和のとれたまちづくりに必要な見直しを検討します。

3) 既成市街地の住環境の改善

建物が老朽化し密集している地区においては、従来の町割りなどの骨格を大切にしながら主要な道路の整備や建替えの誘導を推進し、安全で快適な住環境の改善を図ります。

4) 田園地域における適正な土地利用の規制、誘導

田園地域は、開発行為、建築行為が原則的に禁止されています。しかし、市街地上回る人口が居住していることから、地域コミュニティの活力を保持することが必要です。このことから、農林業や自然環境との調和を基本とし、都市計画制度を適用し

て居住地や産業地などの適正な土地利用の規制、誘導をめざします。

5) 公営住宅の機能更新

核家族化や高齢化の進展によって多様化したライフスタイルの変化に対応するため、平成19年3月に策定した「阿南市営住宅ストック総合活用計画」に基づき、“安心・安全が確保される住まいづくり”“健康に暮らせ、世代や地域との交流がはかれる住まいづくり”“環境共生がはかれる住まいづくり”の3つの基本理念のもとに、良質なストック（住宅資産）を形成し、適正に生かすため、建替え、用途廃止、維持保全、個別改善の適切な手法により、安全で快適な住環境の再生を図ります。

また、若年層に対しては利便性の高い住宅供給を図るとともに、高齢者及び障がい者に配慮したバリアフリー化による良質な住宅づくりを推進します。

6) 工業地の機能充実、誘導

工業地については、工業用水や電力の安定供給、インターチェンジをはじめとする広域高速道路網、港湾などの基盤施設の整備を促進します。また、四国横断自動車道インターチェンジの周辺地域を候補地として内陸工業団地の計画を検討するなど、工業地の適正な拡充を検討し、工業地の機能拡充とともに積極的な企業誘致をめざします。

7) 遊休未利用地の利用促進

養鰻場跡地、土取場跡地等の遊休未利用地は、立地条件や周辺環境との調和を踏まえ、適正な都市計画制度を適用して、良好な住宅地の供給や地場産業の振興のための産業用地としての利用を促進します。

5-6 都市環境形成の方針

(1) 基本的な考え方

1) 循環型社会の形成

地球温暖化防止の一方策として、資源やエネルギーの循環・効率化を進め、循環型社会の形成をめざします。

2) ごみの発生抑制、再使用・再生利用の推進

市民との協働により、ごみの発生・排出削減や再資源化をめざします。

(2) 都市環境形成の方針

1) 効率的な廃棄物処理場の整備

現在のごみ処理施設「阿南市クリーンセンター」の使用期間が20年を経過し、施設更新・環境負荷低減と資源リサイクル推進を図るため、新しいごみ処理施設を橘町小勝において整備し、ごみの適正処理、生活環境の保全及び循環型社会の形成推進等を図ります。

2) ごみの発生抑制・再使用・再生利用の推進による減量化

廃棄物については、発生抑制、再使用、再生利用の3R〔「リデュース（ゴミになるものを減らす）」「リユース（繰り返し使う）」「リサイクル（資源として再び使う）」〕を基本に、市民との協働により家庭での適正な分別によるごみの減量運動に取り組みます。また、資源化やリサイクルに関するイベントの開催により意識の向上を図るとともに、生ごみの有機肥料化への取組に対する支援を図ります。

3) 次世代エネルギー等の推進

化石資源の枯渇、地球温暖化への対応及び地域新エネルギーの導入への取組として、平成19年度に策定した阿南市地域新エネルギービジョンに基づき、阿南市全体を次世代エネルギーパークとして位置づけ、メイン拠点の市役所新庁舎を中心に新しいごみ処理施設や科学センターなどの施設に新エネルギーを導入し、ネットワーク化を進め、身近な施設で新エネルギーを体験し、普及啓発を図る次世代エネルギーパークを推進します。

特に、新庁舎建設に当たり、庁舎や駐車場周辺の公共空地においては、自然エネルギーの利用等、環境負荷（CO₂）の低減を図り、市民の憩いの場や快適な空間を創り出します。また、行政が率先してCO₂の削減や地球温暖化対策に取り組む姿勢を広く発信し、市民の環境配慮や意識向上を図り、エコまちづくりを推進します。

5-7 その他の都市整備の方針

(1) 福祉関連施設等の整備方針

1) 人にやさしいユニバーサルデザインの推進

高齢者の増加等に対応した人にやさしい都市空間づくりをめざし、市役所等の公共施設、医療・福祉施設や主要な道路などにおいて、ユニバーサルデザインの導入を推進するとともに、既存施設のバリアフリー化に努めます。

また、観光施設や文化施設においても、ユニバーサルデザインによる施設整備を促進します。

2) 高齢者などにやさしい移動手段の確保方策の検討

高齢者の増加等と相まって交通弱者のための移動手段を確保する必要性が高まっています。このような状況を踏まえ、鉄道駅周辺などにおいてもバリアフリー化への取組に努めるなど、円滑に移動できる歩行空間を確保するための整備を促進します。

(2) その他公共施設等の整備方針

1) 既存ストックの保全と活用

小・中学校や文化施設をはじめとする公共施設の既存ストックについては、利便性の向上と今後末永く利用できるように適切な維持・管理を推進します。

2) 観光資源等の活用

本市には特色ある景勝地、観光地があるとともに、四季を通じて多彩な祭りやイベントが開催されています。祭りや観光地、歴史や文化は本市の固有の資源であり、活力や魅力を与えてくれる貴重な資源となり、活性化を図る上で欠かすことのできない重要な産業の一つとなります。このことから、観光資源等の適切な活用と維持・管理に努めるとともに、伝統・歴史的な文化は市民との協働により保全していきます。